

和光市告示第200号

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する市税の申告等の期限の指定について

平成30年10月26日

和光市長 松本 武洋

和光市税条例（昭和38年条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項（災害等による期限の延長）の規定により、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、平成30年7月24日和光市告示第151号において別に定めることとされている期日は、その期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するものについて、平成30年11月27日とする。

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区 岡山市東区 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町

山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市 大洲市 西予市